

(自民、公明、民主・市民フォーラム)

### 議第 81 号に対する付帯決議

今回の市税条例の一部改正のうち、個人市民税の減免基準の改定については、国の税制改正に基づき、令和 3 年度から、フリーランスや個人事業主等の事業所得者の減免範囲を拡大するとともに、ひとり親の方を新たに減免対象とするものであり、市民負担の軽減に繋がるものである。

また、本市独自の減免の廃止は、税制度の是正を図るものである。

これについては、税の公平性の観点から、外部有識者会議等において、長年に渡り、再三、是正の勧告を受けていたにも関わらず、議会に報告なく、今回のタイミングで提案に至られたことは遺憾である。

制度廃止となる場合、本市が独自で市民税を減免している市民が享受している 57 の福祉施策に関して、何ら対策が行われなければ、負担が増加をすることが懸念される。

よって、市民生活への影響を最小限にする観点から、下記の事項について、しっかり取り組むこと。

### 記

1. 行財政局・保健福祉局・子ども若者はぐくみ局の 3 局を中心とした検討チームにおいて、徹底した進行管理のもとに、福祉施策の影響への対応について、明確な基準を持って、適正に対処されるよう全力で取り組むこと。また、京都市会として 33 年ぶりの継続審議となったことの重要性にも鑑み、今後の検討経過については、適宜、市会への報告を行うなど、議論を十分に尽くすこと。
2. 影響を受ける市民、一人ひとりの状況をしっかりと把握し、必要な方に必要な福祉サービスが確実に提供されるように柔軟な対応を考え、適切な措置が行われるように、他都市の状況も参考にし、あらゆる手段を用いて、厳しい財政状況にあっても必要な財源の確保に努めること。
3. 影響を受ける市民に対し、減免制度の廃止や福祉サービスへの影響を個別通知する際には、相談体制も含め、誠意をもって丁寧かつ十分な説明を行うとともに、市税制度についてもご理解いただけるように努めること。